

## 著作権等管理事業法施行規則の一部を改正する省令案に関する パブリックコメント（意見公募手続）の実施について

平成29年6月27日  
文化庁長官官房著作権課

この度、文部科学省では、著作権等管理事業法施行規則（平成13年文部科学省令第73号）の一部を改正することを予定しています。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基づき、著作権等管理事業法施行規則の一部を改正する省令案について、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

### 【1. 案の具体的内容】

→【別添】参照

### 【2. 意見の提出方法】

(1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール・電子政府の総合窓口の意見提出フォームから（電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください）

(2) 提出期限 平成29年7月26日 必着

(3) 宛先

文化庁長官官房著作権課 著作物流通推進室 企画調査係 宛

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

FAX番号：03-6734-3813

電子メールアドレス：ckanri@mext.go.jp

（判別のため、件名は【著作権等管理事業法施行規則の一部を改正する省令案への意見】として下さい。また、コンピューターウィルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい）

### 【3. 意見提出様式】

「著作権等管理事業法施行規則の一部を改正する省令案への意見」

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

### 【4. 備考】

① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(文化庁長官官房著作権課)